

議案第27号

青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、協議会の委員に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

青少年問題協議会設置条例（昭和46年富津市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「おく」を「置く」に改め、同条第4項中「次の各号に掲げる範囲内において市長が任命又は委嘱する」を「次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する」に改め、同項第1号中「（教育福祉）」を削り、同項第2号中「教育委員長」を「教育長」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） 市社会福祉協議会長

第3条第4項第5号中「代表」を削り、同項第6号及び第7号を次のように改める。

（6） 市内小学校長

（7） 市内中学校長

第3条第4項第9号アからクまでを削り、同号を同項第11号とし、同項第8号中「代表」を削り、同号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

（8） 市内高等学校長

（9） 市社会教育委員長

第3条第4項に次の1号を加える。

（12） 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の青少年問題協議会設置条例第3条第4項第2号の規定は適用せず、この条例による改正前の青少年問題協議会設置条例第3条第4項第2号の規定は、なおその効力を有する。